

令和7年2月7日

所沢市長 小野塚 勝 俊 様

所沢市上下水道事業運営審議会

会 長 北 野 大



第2次市街化調整区域下水道事業受益者負担金額の設定について（答申）

令和6年4月23日付け所水経第10号【諮問第3号】にて諮問がありました標記の件について、審議を重ねた結果、結論に至りましたので、下記のとおり答申いたします。

記

審議の結果（結論）

第2次市街化調整区域（流域第10負担区）下水道整備事業を行うにあたり、1平方メートル当たりの単位負担金額については、1,350円とすべきものとする。

第2次市街化調整区域下水道事業 受益者負担金額の設定に係る審議概要

下水道は、健康で快適な居住空間を形成するために、市民生活に欠くことのできない施設であるとともに、公衆衛生の向上に寄与し、河川など公共用水域の水質保全のためにも重要な施設であるため、計画的な整備が望まれます。

こうした中、所沢市上下水道事業運営審議会は、市長から令和6年4月23日に「第2次市街化調整区域下水道事業受益者負担金額の設定について」の諮問を受け、3回にわたり慎重に審議を重ねてきました。

諮問事項である「第2次市街化調整区域（流域第10負担区）下水道整備事業における受益者負担金の単位負担金額（案）」の設定について、これまでの経緯や考え方を考慮して結論に至りましたので、答申としてまとめるものです。

1. 答申に至る経緯

令和6年3月に策定した第2次市街化調整区域下水道整備計画に基づく事業が、令和8年度から実施されますが、その実施に際しては、厳しい財政状況において財源である受益者負担金の重要性を認識するとともに、下水道事業における安定的な収益の確保や経費の削減など、より一層の効率的な経営に努め、第2次市街化調整区域下水道整備事業が計画どおり実現するよう市に要望しました。

2. 答申の理由

第2次市街化調整区域（流域第10負担区）下水道整備事業における受益者負担金の単位負担金額の設定にあたっては、下水道事業の財政状況を踏まえた財源の確保や、第1次市街化調整区域下水道整備事業の受益者との負担の公平性、単位負担金額の算出根拠などの検証を行いました。

はじめに、流域第10負担区の単位負担金額の算出にあたっては、従来用いられていた負担率から単位負担金額を求める方法と直近の流域第8負担区で用いた

物価上昇率を加味した方法について議論しました。

その結果、流域第10負担区については、市街化調整区域での整備であり、整備区域の特性や整備対象面積などの影響、また今回は、国庫補助等の優先的な配分が受けられないなど、従来用いられていた負担率から単位負担金額を求める方法では、受益者の負担が相当大きいものと判断しました。そこで、同じ市街化調整区域で整備が行われた直近の流域第8負担区の際に用いた「物価上昇率を加味した方法」に着目し、負担の公平性が確保できるかについて議論を重ねました。

流域第8負担区の単位負担金額を設定する際には、流域第7負担区の単位負担金額に、工事に係る建設費、労務費、資材価格などの物価上昇率を乗じた金額としたことから、今回の流域第10負担区においても同じ考え方とし、これまでの受益者との負担の公平性を確保し、財政負担の緩和を図ることとしました。

以上のことから、諮問を受けた単位負担金額については、第2次市街化調整区域（流域第10負担区）下水道整備事業における適正な財源の確保と、負担の公平性などを勘案し、流域第8負担区の単位負担金額1,130円に物価上昇率119.56%（建設工事費デフレーターより）を乗じた金額、1平方メートル当たり1,350円とするという結論に至りました。